

- ⑥ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
- ⑦ 行政書士等の代理申請の場合は委任状〔注〕
- (A) 申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって③及び④に掲げる書類並びに②及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。
- (a) 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）測量法第55条の8に規定する書類の写し
- (b) 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し
- (c) 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業者登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し
- (d) 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

(物品購入等)

- ① 営業品目一覧
- ② 営業経歴書
- ③ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し
- ④ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
- ⑤ 財務諸表類（申請者が個人の場合は、これに類する書類）
- ⑥ 行政書士等の代理申請の場合は委任状
- (3) 申請等の作成に用いる言語等
- ① 申請書等は、日本語で作成すること。
- ② 申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- 4 競争に参加する者に必要な資格（建設工事）
- 次の①から⑥までに掲げる者でないこと。ただし、1（建設工事）⑤「その他工事」のうち建設業法上の許可を必要としないのものにつき一般競争（指名競争）に参加する者（以下「その他工事参加者等」という。）については、①から④まで及び⑥に掲げる者でないこと。
- ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者

- ② 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の2に規定する審査基準日が平成30年10月29日より後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に当たっては経営事項審査の告示第一の一の2に規定する審査基準日が申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
- ⑥ 経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（その他工事参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者（建設コンサルタント等業務）
- 次の①から⑤までに掲げる者でないこと。
- ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
- ② 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者（物品購入等）
- 次の①から⑤までに掲げる者でないこと。
- ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者

- ② 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 法律上の許可等を必要とする営業種目について、必要な許可等を受けていない者
- ⑤ 申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 5 競争参加者の資格審査（建設工事）
- 4に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（その他工事参加者等については、これに準ずる項目）及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。
- (1) 客観的事項（共通事項）
- ① 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の1に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は3年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
- ② 経営事項審査の告示第一の一の2に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の1（一）から（四）までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数